

只見町農作物鳥獣被害防止対策事業費補助金交付要綱

令和6年3月1日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、サル、クマ等の野生鳥獣による農作物の被害を防止し、もって本町農業の振興と農作物の生産性と生産意欲を向上する事を目的として、野生鳥獣被害対策を実施する町内の町民に対し交付する、只見町農作物鳥獣被害防止対策事業費補助金(以下「補助金」という。)について、只見町補助金等の交付等に関する規則(平成12年只見町規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 補助の対象者は、町税等の滞納が無く、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町長が特別に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 只見町内に住所を有し、町内において、自ら農業をおこなっている個人(以下「個人」という。)
- (2) 只見町内27区分の集落(以下「集落」という。)
- (3) 只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊の只見地区、朝日地区及び明和地区の各分隊ごと(以下「捕獲隊」という。)
- (4) 町の重点振興作物を栽培する、3戸以上から組織される生産組合等(以下「生産組合」という。)
- (5) 農業経営基盤強化法(昭和55年法律第65号第12条第1項)に基づき、5年後の経営改善目標を記した農業経営改善計画を作成し、町から認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)

2 補助対象となる事業、経費、補助率は別表の各欄に定めるとおりとする。

3 補助を受けようとする箇所は、只見町内で、現に鳥獣から農作物被害を受け、又は鳥獣から被害を受けるおそれのある場所とする。

4 次の各号のいずれかに該当する場合、申請できないものとする。

- (1) 同一場所における侵入を防護する機材の設置については、この事業により設置した機材購入日の翌年度初日から起算して5年間は同じ機材の申請はできないこととし、電気柵と電気柵以外の柵の設置もできないこととする。

- (2) この事業又は同種の事業により緩衝帯整備を実施した箇所については、実施した翌

年度初日から起算して2年間は申請できないものとする。なお、緩衝帯整備とは、耕作地に隣接する森林の下刈りや耕作放棄地などのやぶの草刈りにより、環境を整備するものをいう。

(補助金の額)

第3条 町長は、前条第2項に規定する額を上限とし、町の予算の範囲内において補助を行う。なお、当該年度に上限の金額に達するまでは複数回申請可能とする。

2 上限に満たない補助額は、事業費の合計の1,000円未満を切り捨てるものとする。ただし、全額補助の場合を除く。

(交付の申請)

第4条 補助を受けようとする者は、対象となる事業を行おうとする日の5日前までに、補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

2 区、捕獲隊、生産組合及び認定農業者からの申請には、別途、申請事業に係る維持管理方法、冬期間の保管方法などを取りまとめた管理運用方針(任意様式)を提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更)

第6条 決定通知を受けた者は、事業実施箇所の変更若しくは補助対象経費の20%以上の変更(事業の中止を含む。)を行おうとするとき又は、事業が期日までに終了しないときは、速やかに補助金計画変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(変更の承認)

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金計画変更承認通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 交付決定を受けた者は、事業が完了した日から起算して、30日以内に、補助金事業完了報告書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金確定通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条に係る確定通知を受けた者は、通知を受けた日から30日以内に、補助金請求書（様式第7号）を町長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 町長は、事業推進上、特に必要と認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、補助金交付概算払請求書（様式第8号）により経費の全部若しくは一部を概算払いすることができる。

（補助金の交付の取り消し）

第11条 町長は、交付の決定を受けた者が規則第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 本事業において購入した資材等の一部又は全部を別の用途に用いたとき。

(2) 本事業において購入した資材等の一部又は全部を他人に譲渡したとき。

（書類の保管）

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該申請に係る事業が完了した年度の終了後、5年間は関係書類を良好な状態で保存するとともに、町長から提出を求められたときには、これを提出するものとする。

（補足）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。